

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

1. 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実

(1) 認定こども園への移行、普及に係る考え方【担当課：こども未来課、学校指導課】

子育て家庭においては、幼児教育への関心が高まっていることに加えて、近年は共働き家庭の増加による保育ニーズも高くなっています。村立幼稚園の午後の預かり保育利用率は8割を超えており、幼稚園においても保育機能の強化が必要とされています。

また、村立幼稚園は長く5歳児のみを受入れる「1年保育」を実施してきましたが、子育て家庭では複数年保育のニーズも見られ、平成31年度より1園で4歳児から受入れる「2年保育」を開始しました。

ニーズ調査においても村立幼稚園での複数年保育希望が高くなっており、幼稚園においては3～5歳児の幼児教育の充実を求める声、保育機能の充実を求める声の両面に応える必要があります。

このため、村立幼稚園については、認定こども園への移行を視野に入れた施設再編について検討します。

(2) 教育・保育の質の確保

①教育・保育の質の確保の推進【担当課：こども未来課、学校指導課】

村内の教育・保育施設等及び小学校の職員の研修会の実施など、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、乳幼児期の中に育てたい姿、育ってほしい姿を共通認識しながら実践できるように進めます。

また、村内の幼児教育・保育のガイドラインを作成し、教育・保育施設等での質の確保に努めます。また、公開保育を行い、保育士・幼稚園教諭の資質向上を図ります。

②保幼小の連携強化【担当課：こども未来課、学校指導課】

0歳から5歳の連続した教育・保育の実施及び職員の資質向上のため、保幼小の連携による情報共有や研修、交流会の機会を設けます。

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、教育・保育施設と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

また、接続期カリキュラム(スタートカリキュラム及びウェルカムカリキュラム)の内容充実を図り、小学校への円滑な接続を進めます。

特に、5歳児保育を実施している保育園と小学校との連携、子どもの育ちを支える資料等での情報共有を強化していきます。

また、発達に関して気になる子や特別支援の必要性についての情報共有の場を設け、小学校への個々の情報・状況のつなぎを十分に行います。

(3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保

①0歳児、1歳児の保育の拡充【担当課：こども未来課】

0歳児や1歳児の保育ニーズについては、ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づきながら、0歳児や1歳児の保育の拡充を行い、預けたいときに預けられる環境の整備に努めます。

②保育所における5歳児保育の拡充【担当課：こども未来課】

保育所での5歳児保育の実施園を拡充し、0～5歳児までの一貫した受け入れにより、乳幼児期の子どもの育ちや発達の一貫性を大切にした教育・保育を進めます。

③村立幼稚園の複数年保育の推進【担当課：学校指導課】

村立幼稚園での複数年保育の導入は、空き教室の活用を図る等、ニーズに合わせて実施していきます。

④村立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の充実【担当課：学校指導課】

共働き家庭の子育て支援として村立幼稚園での一時預かり(預かり保育)を希望者全員が利用できるように体制を整えてきました。今後も、内容の充実を図り実施します。

⑤外国につながる幼児への支援・配慮【担当課：こども未来課、学校指導課】

教育・保育施設において、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる子どもについて、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等へ必要な支援に努めます。また、教育・保育施設に対して、多言語等の対応や配慮について促します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の推進【担当課：こども未来課、健康推進課】

地域に暮らす全ての子どもや子育て世帯の支援のため、子ども・子育て支援新制度の「地域子ども・子育て支援事業」における各種事業について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。（各事業の目標については第5章量の見込みと確保の内容(事業計画)を参照）

◎村が実施する地域子ども・子育て支援事業

- ・ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型／預かり保育）
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型以外／保育園等での一時預かり）
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 利用者支援事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

(5) 子どもの居場所づくり

ア) 新・放課後子ども総合プランの推進

①放課後児童クラブの整備及び充実【担当課：こども未来課】

共働き家庭の児童の放課後対策である放課後児童クラブの新規整備について、ニーズを踏まえながら行います。整備については、公的施設の活用(小学校内への設置による公設民営)を積極的に進めます。（放課後児童クラブの整備目標については事業計画を参照）

また、放課後児童支援員の確保や資質向上を図るため、放課後児童クラブへの情報提供や研修への参加を促進していきます。

民設民営の放課後児童クラブが整備された際は、受け入れ時間延長支援も必要に応じて実施します。

②放課後子供教室の充実【担当課：生涯学習課】

小学生が放課後等を安全で安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、自治会公民館での放課後子供教室の充実を図ります。令和2年度(2020年度)は9か所の実施を計画しており、実施場所の拡充に努めます。

③放課後児童クラブと放課後子供教室の連携【担当課：こども未来課、生涯学習課】

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による放課後児童の居場所づくりや健全育成の実施に努めます。

放課後の居場所づくりについて、生涯学習課とこども未来課が情報共有するとともに、運営委員会等を設置し共通プログラムの検討や連携について検討していきます。

イ) 児童館等における居場所の確保、充実【担当課：こども未来課】

村内の児童館において、子どもたちが楽しく、安全に過ごせるよう児童館のイベントのさらなる充実を図るほか、安全管理や設備の充実に努めます。また、児童厚生員の資質向上のために研修等の充実を行います。

地域の公民館を活用した子どもの居場所及び活動の場の確保を図ります。

(6) 相談・情報提供の充実【担当課：こども未来課、健康推進課、学校指導課】

子育て家庭や児童が抱える様々な相談に対応できるように、村役場の窓口や地域子育て支援センター、保育所、家庭児童相談員、青少年センターなどによる相談体制の充実に努めます。また、関係機関による情報共有を行い、的確な支援及び連携を図ります。

その他、保護者が相談しやすいよう子育て世代包括支援センターを設置し、相談先の情報提供や子育て支援サービスの情報提供、周知広報を充実します。

(7) 人材の確保の推進

①保育士の確保【担当課：こども未来課】

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士の確保が不可欠です。県の事業を活用して確保に努めるほか、村内の教育・保育施設と連携し、合同就職説明会、保育園等の見学会を開催し、保育士確保を進めます。

保育士のほか、保育従事者確保のための研修開催について検討していきます。また、給付金等の創設について検討します。

②幼稚園教諭の確保【担当課：学校指導課】

村立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めます。

村立幼稚園の教育・保育の実践を発信すると共に、公開保育の実施や教育実習の受け入れを積極的に行い、幼稚園教諭の魅力を伝え、働きやすい職場環境の充実に努めていきます。

③幼児教育アドバイザーの配置【担当課：学校指導課】

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した、アドバイザーを配置し、村内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行い教育・保育の資質向上を図ります。

④放課後の居場所における人材確保

④-1 放課後児童支援員の確保【担当課：こども未来課】

県及び関係機関と連携し、指導員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、放課後児童支援員の確保を支援します。

④-2 地域人材の確保【担当課：生涯学習課】

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

⑤ファミリーサポートセンターのサポーターの確保【担当課：こども未来課】

ファミリーサポートセンターの支援者である「サポート会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座の実施のほか、ファミリーサポートセンターの内容や研修内容などの周知を図ります。

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、親子(母子)健康手帳の交付時から妊婦健康診査や産前・産後の支援、乳幼児健康診査、相談、訪問指導、マタニティ教室、予防接種等の母子保健における取り組みの充実を行います。

①子育て世代包括支援センターの整備【担当課：健康推進課】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する包括的な拠点である「子育て世代包括支援センター」を整備し、産前・産後を通じて妊産婦への必要な支援やその後の母子への支援が途切れることなくつなぐ連携体制を構築します。

②親子(母子)健康手帳交付時の支援【担当課：健康推進課】

母子への支援が妊娠届からはじまることに留意し、親子(母子)健康手帳交付時のアセスメントを強化し、個々の妊婦に必要な支援が行えるように進めます。

親子(母子)健康手帳交付時の妊婦への保健指導・栄養相談を実施していきます。

③マタニティ教室【担当課：健康推進課】

マタニティ教室を実施し、より妊婦にとって役立つ情報の提供やよりよい妊娠経過をたどることができるような支援、妊婦同士の仲間づくりなどを図ります。

④妊婦健康診査【担当課：健康推進課】

妊娠期の母子の健康確保を図り、安全で安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を推進します。

また、妊婦健康診査の結果等に応じて必要な保健指導を実施し、妊娠期における母体の健康管理に努めます。

⑤妊産婦・乳幼児訪問指導【担当課：健康推進課】

保健師等による訪問を行い、ハイリスク対象者(児)への支援を実施します。子育て世代包括支援センターを設置し、妊婦支援の強化に向けて取り組みます。また、必要に応じて関係機関につなぎ、継続的な支援を行います。

⑥新生児・産婦訪問指導【担当課：健康推進課】

助産師による産婦や新生児訪問指導を実施します。また、必要に応じて保健師等による継続的な支援を行います。

⑦すこやか赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）【担当課：健康推進課】

乳児のいる家庭訪問を実施し、子育ての孤立防止や子育て相談及び必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問事業等の適切なサービス提供に結びつけるよう努めます。

本事業における乳児の全戸訪問を目指し、事業を進めます。

⑧乳幼児健康診査【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査を実施し、子どもがすこやかに成長、発達しているかを確認するとともに、1歳6ヶ月健康診査、3歳児健康診査においては、心理士による育児相談も実施し、発達に関する不安や育てづらさ等を抱える保護者に対して相談支援と事後フォローを行います。

乳幼児健康診査は疾病の早期発見、子育て支援、児童虐待リスクアセスメントの場となっていることから、現在の受診率(90%)の更なる向上に努めます。

⑨健康相談・心理相談【担当課：健康推進課】

各種乳幼児健康診査要精密検査者への医療機関受診確認や身体発育、精神発達面等での健康診査後事後フォローとして、来所相談又は、電話相談を実施します。

言葉の遅れ、精神発達面に課題がある乳幼児や子育てのしづらさを訴える保護者への心理士による個別相談を実施します。

⑩発達支援に関する保健・福祉・教育・医療・労働の連携【担当課：福祉課、こども未来課、健康推進課、学校指導課】

発達支援に係る関係者による「発達支援連携会議」を実施し、それぞれが行っている発達支援を包括的につなぎ、子どもの状況や支援方法について共有しながら、個々の成長への支援を行うと共に、発達支援体制についても検討していきます。

⑪歯科保健対策の推進【担当課：健康推進課】

各種乳幼児健康診査等において、歯科健康診査、歯みがき指導、フッ素塗布を実施し、虫歯のない子どもの増加を目指します。

特に、2歳児は乳歯がすべて生えそろう時期であり、3歳児以降での虫歯(う蝕)の急増を招かないためにも、2歳児歯科健康診査の受診率の向上に努めます。

⑫予防接種率の向上【担当課：健康推進課】

予防接種で防げる病気は予防接種で免疫をつけるよう、保護者に対して予防接種の意義の普及啓発を図ります。特に、MR(麻しん風しん)混合ワクチンの接種率95%達成を目指し、あらゆる機会を通じて啓発を行い、接種率の向上に努めます。

定期予防接種となるワクチンが増え、接種スケジュールが複雑化しているため、分かりやすい周知・説明を行います。

(2) こども医療費助成制度【担当課：こども未来課】

子どもの病気の早期発見、早期治療を促し、健全な育成を図るため、こども医療費助成制度を実施していきます。

(3) 食育の推進【担当課：健康推進課、こども未来課、教育委員会】

生活習慣病予防の基盤は妊娠期及び乳幼児期であることが言われています。妊娠期においては母体の体重増加や食事内容が胎児の発育に影響を与えることから、妊娠期の食生活が重要となります。乳幼児健康診査結果における課題の中で、乳児貧血、体重増加の不均衡、身長の伸びなどが、各年代にあった食習慣や食事の量に影響を受けます。

各種事業における保健指導や栄養相談を通じて、保護者が各年齢に応じた段階の栄養摂取が学べ、実践できるよう努めます。また、保育所や学校等においても、食育に取り組みます。

①妊婦栄養相談【担当課：健康推進課】

親子(母子)健康手帳交付時に妊婦栄養相談を実施します。また、妊婦健康診査結果に基づいた継続して栄養相談を実施します。

②乳幼児健康診査時栄養相談（4～5か月、10～11か月、1歳6か月、2歳、3歳）【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査における栄養相談を実施します。また、離乳食開始時期の4～5か月児に関しては離乳食サンプルの使用、1歳6か月、2歳、3歳児には歯科保健指導、栄養指導の強化、そのほか必要時配布資料や教材等を検討し、効果的な栄養相談を行っていきます。

③離乳食教室（7か月児）【担当課：健康推進課】

7か月児を対象とした離乳食実習を実施し、子どもの月齢にあわせた離乳食や、成長を確認しながら個別相談を行うなど、効果的な開催を進めます。

④親子クッキング【担当課：健康推進課・こども未来課・教育委員会】

栄養教育として、親子で参加する「親子クッキング」を開催し、家庭とともに栄養教育を実践する機会の提供を行います。

(4) 母子保健推進員活動の充実【担当課：健康推進課】

地域ぐるみの子育て支援体制を構築するため、地域に密着した母子保健推進員活動の充実を図ります。

定例会議等での研修実施を通して資質向上を図り、事業や個別支援の中で地区担当保健師と連携しながら、母子等の支援を進めていきます。

(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実【担当課：健康推進課】

学童期・思春期保健対策を効果的に推進するため、保健、医療、福祉、教育等の関係者が情報共有・意見交換を実施するなど連携強化を図っていきます。

道徳教育や喫煙防止教育、思春期教育において、各小中学校の担任や養護教諭、保健体育教諭との連携により、保健師による健康教育を実施します。また、健康教育が未実施の小学校においても実施できるように連携していきます。

3. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待(身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待 他)は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、本村及び我が国における将来の世代の育成にも懸念があります。児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、並びに要保護児童等の保護及び自立の支援を充実します。

①児童虐待予防のための啓発・広報の充実【担当課：こども未来課】

意識啓発と情報提供の推進、虐待防止講演会、児童へのワークショップ、パネル展等により、児童虐待予防や普及啓発に努めます。

②児童や家庭の相談や早期発見の強化【担当課：こども未来課】

家庭児童相談員の相談や支援による児童虐待発生予防、地域の民生委員・児童委員による相談や早期発見など、相談システムと早期発見の強化を図ります。

相談経路の多くを占める保育所や学校、関係機関、家族からの相談や支援を充実するとともに、関係機関との協力体制と連携による相談や早期発見に努めます。

広報よみたんや村ホームページにおいて、子育てに関する不安や悩みを相談できる場所の周知を継続していきます。また、関係各課内でも相談先についての情報を共有し、必要な人に必要な相談先がすぐに紹介できるように図ります。

③母子保健との連携による児童虐待の早期発見と対応の充実【担当課：こども未来課、健康推進課】

児童虐待の予防、早期発見の周知のため、乳幼児健康診査の際に子どもの発育発達に対する不安や育児の困りごとについての相談対応や心理士による「育児相談」を行い、育児不安の解消による虐待予防に努めます。

また、乳幼児健康診査の機会に子どもの身体状況や家庭状況を確認し、児童虐待の早期発見や予防に努めます。

④要保護児童対策地域協議会の強化【担当課：こども未来課】

保育者や地域、民生委員児童委員、保育所、保健所、児童相談所等によるネットワークである「要保護児童対策地域協議会(子ども安心ネット)」により、情報収集や対応策を調整し、連携体制を強化します。

要保護児童対策地域協議会の個別支援会議、代表者会議、実務者会議の各会議の位置づけと役割の確認及び充実を図ります。

⑤子ども家庭総合支援拠点の設置【担当課：こども未来課】

児童虐待における相談が複雑・多様化していることから、「子ども家庭総合支援拠点」設置について検討していくとともに、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎなどの機能強化を図ります。

⑥養育の支援等の充実【担当課：こども未来課】

育児不安が強い保護者や育児力に乏しい保護者については、孤立させないような支援・継続的な支援を行います。

養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業による家庭訪問を実施し、育児・養育指導や相談等を行います。

児童虐待ハイリスク者については、関係機関と協力・連携し支援していきます。

躰として体罰や不適切なかかわりをする保護者に対しては、個別支援やペアレントトレーニングの機会など、支援を検討します。

(2)ひとり親世帯等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭等に対しては、保護者に大きな負担がかかるため、特に配慮が必要です。それぞれの家庭に合わせたきめ細かな対応に努めます。

ア) 子育て・生活支援

①日常生活支援事業【担当課：こども未来課】

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合にヘルパー(家庭生活支援員)の派遣事業の利用促進を行います。

②ひとり親世帯の保育所入所への配慮【担当課：こども未来課】

ひとり親世帯で就労等の事由により、保育を必要とする子どもの保育充実と親の育児負担軽減のため、保育所への優先入所・認可外保育施設利用のための補助を実施します。

③読谷村母子寡婦福祉会への支援・協力【担当課：こども未来課】

母子家庭への支援活動を推進するため、読谷村母子寡婦福祉会への支援や協力を行います。

イ) 就業支援

①自立支援教育訓練給付金【担当課：こども未来課】

ひとり親家庭の主体的な能力開発を支援するため、教育講座(雇用保険法で定める指定教育講座)を受講・修了した人に対する受講料の支給事業利用促進を行います。

②高等職業訓練促進給付金【担当課：こども未来課】

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する母子家庭の母、又は父子家庭の父に対し、修業期間中(2年を上限)生活費を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援する事業利用促進をしていきます。

③就労相談の実施【担当課：こども未来課】

児童扶養手当の現況届受付の際に、ハローワークと協力し、個別の就労相談を行い就業促進を図ります。

ウ) 経済的支援

①児童扶養手当の支給【担当課：こども未来課】

18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

②母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業【担当課：こども未来課】

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し母子家庭等の福祉の増進を図ります。また、広報誌やホームページによる制度の周知広報を行い、利用促進を図ります。

③母子寡婦福祉資金貸付金【担当課：こども未来課】

母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行います。

(3)障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実

障がいのある子どもがいる世帯では、一人ひとりの子どもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。それぞれの世帯に合わせたきめ細かい対応に努めます。

ア) 育ちの支援

①障がい児保育事業【担当課：こども未来、学校指導課】

心身に障がいをもち、集団保育が可能な児童を対象に、保育所及び認可保育園における障がい児保育を実施します。

また、障がい児と健常児の集団保育を行うことにより、健常児側も思いやりのある優しい心が育つなどの効果も期待されるため、自然体で過ごせる社会「インクルーシブ」の基本形成を培うように図ります。

加配を必要とする園児が増加傾向となっており、加配保育士の確保に努めます。また、保育士のスキルアップの為に研修会を継続していきます。

②巡回相談の充実【担当課：こども未来課】

心理士による保育園への巡回相談を行い、発達に応じた保育についての指導等を行います。

③放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ充実【担当課：こども未来課】

放課後児童クラブを利用したい障がい児に対応するため、村内放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて推進し、支援の充実に向け取り組みます。

④特別支援教育の充実【担当課：学校指導課】

インクルーシブ教育システムの推進と個々の教育的ニーズの把握及び全校体制による教育的支援を実施し、確かな学力を向上させ生きる力を育むために、学校と連携した家庭、地域の取り組みを推進します。

今後も特別支援教育に携わる教職員の人材確保を図ると共に、教職員を対象に研修を実施し、特別支援教育に対する深い理解と資質向上を図ります。

心理士による心理検査等を行います。また、保護者等へのソーシャルスキルトレーニングとペアレントトレーニングについては現在休止となっていますが、実施に向けて再検討していきます。

⑤相談支援事業の推進【担当課：福祉課】

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある子どもたちについて、気軽な相談や専門的な相談に対応するため、障がい福祉サービス等に関する相談支援の周知や紹介などを実施します。また、相談支援の資質向上により、一層きめ細かな対応ができるように図ります。

⑥障がい児通所支援等の推進【担当課：福祉課】

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの利用が円滑に行われるように、村内外のサービス事業所の連携やサービス提供の充実を図ります。

イ) 生活、経済的支援

①用具等の給付や生活支援の推進【担当課：福祉課】

障がい児の日常生活を支援するため、「補装具給付事業」、「日常生活用具給付事業」、「小児慢性特定疾患児等日常生活用具給付」、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成」を実施するとともに、必要としている人に必要な支援が行き届くよう周知広報を行います。また、医療機関等との連携を図ります。

②経済的支援【担当課：福祉課、こども未来課】

障がい児がいる世帯の経済的負担を軽減するため、「障がい児福祉手当」及び「特別児童扶養手当」支給を行う共に、必要な人へ必要な支援が行き届くよう周知広報及び医療機関等との連携を図ります。

(4) 子どもの貧困対策の充実

生活困窮世帯の子どもは、経済的な面だけでなく、社会生活体験の機会に恵まれていない状況があることから、生活面や学習面においても、支援が必要となっています。特に沖縄県においては子どもの貧困率が全国よりも高い状況が県より報告されており、貧困の連鎖を断ち切るための対策が必要となっています。本村においても、子どもの貧困対策を推進し、子どもたちの未来に向けて自立に向けた必要な支援を行っていきます。

①子どもの居場所づくり【担当課：こども未来課】

生活体験の乏しい子どもたちの支援のため、安全で安心な居場所を確保し、生活スキルの向上に向けた支援を行います。

②子どもたちを支援するネットワークづくり【担当課：こども未来課】

教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、社会福祉協議会、NPO、個人とも協力しながら支援を必要としている子どもの支援を図ります。

③就学援助制度の周知・普及【担当課：教育総務課】

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。